



# 宮 崎 県 公 報

令和4年5月16日(月曜日) 第306号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 1
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1		公 告
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 2
		○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 2
		病 院 局 公 告
		○競争入札参加者の資格に関する公告…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 335号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
千代丸 剛	医療法人社 団清風会 花房泌尿器 科医院	都城市	泌尿器科	令和4年5 月1日
土田 真平	宮崎県立日 南病院	日南市	内科	令和4年5 月1日
藤崎 友基也	宮崎県立日 南病院	日南市	泌尿器科	令和4年5 月1日

### 宮崎県告示第 336号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字大岩平 824-5
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 337号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 魚つき
- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、高木古田第 1 地区県営土地改良事業（都城市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
令和 4 年 5 月 16 日から令和 4 年 6 月 14 日まで
  - 3 縦覧場所  
都城市役所農村整備課内
  - 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
- また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 4 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
仁庄屋	宮崎市	ため池等整備事業	令和 4 年 1 月 12 日
瓜生野大池	宮崎市	ため池等整備事業	令和 4 年 3 月 24 日

## 病院局公告

### 競争入札参加者の資格に関する公告

令和 4 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第13号）に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を公示する。

令和 4 年 5 月 16 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 調達する物品等又は特定役務の種類  
建築物の清掃サービス
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）に基づき清掃業務の入札参加資格者名簿に登録された者とする。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法
  - (1) 申請の方法  
要綱第 3 条第 1 項に規定する申請書及び添付書類を持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 申請書類の受付期間  
令和 4 年 5 月 16 日から令和 4 年 6 月 20 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の各日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (3) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先  
宮崎県病院局経営管理課 財務担当  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号  
郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086
  - (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。  
なお、申請書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間  
資格を取得した日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
有効期間の更新手続を希望する者は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。